

税制改正など、税務関連のニュースをお届けします。できるだけわかりやすく税金についてご紹介したいと思います。

2014年1月 税務ニュース

平成 26 年度 税制改正大綱(1)

ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算廃止

不要なゴルフ会員権の売却を検討されている方はお早めに

平成 25 年 12 月 24 日に平成 26 年度税制改正の大綱が閣議決定されました。税制改正は通常であれば 3 月末に国会で可決・成立し、改正法令等が公布・施行されることとなります。

今月はこの税制改正大綱に示されている平成 26 年 4 月 1 日以後にゴルフ会員権を売却して赤字が発生したことによる損益通算が廃止された場合の所得税の取り扱いについて紹介します。

概要

ゴルフ会員権は、売却による所得を譲渡所得として給与所得や事業所得などの他の所得と合算して総合課税により所得税が課税されます。また、売却による譲渡損失が発生した場合はその損失の金額を給与所得や事業所得などの他の所得金額から差し引くことができます。

ただし譲渡所得のなかでも、クルーザーや高価な宝石等の生活に通常必要でない資産とされるものの譲渡損失の金額は他の所得と損益通算ができないこととなっています。

今回の税制改正大綱において、生活に通常必要でない資産にゴルフ会員権が加えられるため譲渡損失の損益通算ができないこととなります。

損益通算の例

給与所得 300 万円、事業所得 500 万円の人が
取得費 300 万円のゴルフ会員権を 100 万円で売却した場合

平成 26 年 3 月 31 日まで

給与所得	300	
事業所得	500	
譲渡所得	-200	(売却金額 100 - 取得費 300)
総所得金額	600	

平成 26 年 4 月 1 日以後

給与所得	300	
事業所得	500	
譲渡所得	0	(売却金額 100 - 取得費 300)
総所得金額	800	ゴルフ会員権の譲渡損失は損益通算できない